

千葉市民の歯と口の健康づくりの推進に関する連携協定

千葉市（以下「甲」という）、一般社団法人千葉市歯科医師会（以下「乙」という）及び株式会社ロッテ（以下「丙」という）は、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協働し、千葉市民（以下「市民」という）の健康づくりの推進に取り組み、市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携・協働する。
（1）歯と口を通じた市民の健康づくりの推進に関すること。
（2）歯と口の健康の大切さと正しい知識の普及啓発に関すること。
（3）その他目的を達成するのに必要な事項に関すること。
2 前項に規定する連携・協力事項を実施する場合は、具体的な実施時期、実施内容等について、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間の終了1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲、乙又は丙が本協定に定める事項について、変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携・協働事項の検討又は実施により知り得た相手方の保有する機密情報及び個人情報を、相手方の承諾を得ずに、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本協定において「機密情報」とは、本目的のために、開示者が受領者に開示した有形無形の技術上、営業上又はその他業務上の情報のうち、開示者が機密である旨を明示した情報をいう。ただし、受領者が以下の各号のいずれかに該当することを証明できる情報は機密情報に含まないものとする。
（1）相手方から開示を受けた際、既に公知となっていた情報
（2）相手方から開示を受けた後、自らの責によらずに公知となった情報
（3）相手方から開示を受けた際、既に自ら保有していた情報
（4）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
（5）相手方の情報によることなく独自に開発した情報

（反社会的勢力との取引排除）

第6条 甲、乙及び丙は、相手方に対し、この協定の締結時において、自己（法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反

社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲、乙及び丙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、当該調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲、乙及び丙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合は、何ら勧告なしに、この協定の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲、乙及び丙は、前項の規定により協定を解除した場合は、解除された当事者に損害が生じた場合であっても一切これを賠償する責を負わない。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 3月27日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1丁目1番
千葉市
市長

神谷 俊一

乙 千葉県千葉市美浜区幸町1丁目3番9号
一般社団法人 千葉市歯科医師会
会長

齊藤 浩司

丙 東京都新宿区西新宿3丁目20番地1号
株式会社 ロッテ
代表取締役社長執行役員

牛嶋 栄一